

○沖縄県警察音楽隊カラーガードに関する訓令

(平成8年3月27日沖縄県警察本部訓令第2号)

改正平成14年5月24日訓令第12号平成19年3月30日訓令第8号平成29年12月18日沖縄
県警察本部訓令第33号

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察音楽隊カラーガード（常勤職員のカラーガードを除く。以下「カラーガード」という。）の任命、職務、報酬、勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命等)

第2条 カラーガードは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号による特別職の非常勤職員とし、警察本部長が任命する。

2 カラーガードの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(配置及び職務)

第3条 カラーガードは、警務部広報相談課に配置するものとする。

2 カラーガードは、警務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）の命を受け、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 沖縄県警察音楽隊の演奏活動
- (2) マーチング活動
- (3) その他広報相談課長が命じる業務

(報酬及び旅費)

第4条 カラーガードに関する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務日、勤務時間等)

第5条 カラーガードの勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日 1週間につき5日以内
 - (2) 勤務時間 1週間につき30時間以内
 - (3) 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間とする。
- 2 前項の勤務時間等の割り振りについては、広報相談課長が定める。
- 3 広報相談課長は、特に必要がある場合においては、4週を平均し1週間の勤務日が5日を超えず、かつ、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で、特定の週において5日を超え、又は30時間を超えて勤務させることができる。

(勤務計画)

第6条 広報相談課長は、毎月25日までに警察音楽隊カラーガード活動計画表（様式第1号）を策定し、カラーガードに翌月の勤務日、勤務時間及び活動重点を示すものとする。

- 2 カラーガードは、前項の勤務計画に従って勤務しなければならない。
- 3 広報相談課長は、特別の事情により必要があると認める場合においては、第1項の勤務計

画を変更することができる。

(勤務日誌)

第7条 カラーガードは、活動状況を明らかにするため、活動日誌（様式第2号）に所要事項を記載し、これを翌日までに広報相談課長に提出しなければならない。

(分限)

第8条 カラーガードが次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して解任することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくは堪えない場合又は長期の休養を要する場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、沖縄県警察職員の例に準じその適格性を欠く場合
(服務)

第9条 カラーガードの服務については、沖縄県警察の処務に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第3号）を準用する。

(災害補償)

第10条 カラーガードが任務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）の定めるところによる。